多賀城市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和元年5月28日

多賀城市監査委員 佐伯 光時 多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 監査の実施日 平成31年4月22日(月)

2 監査の範囲 平成30年度上水道部たな卸し資産の管理

3 監査の着眼点 たな卸資産が適切に管理及び保管されているか、かつ各種帳票が

適正に作成されているかどうかを主眼として実施

4 監査の結果 別紙のとおり

平成31年4月実施 上水道部 定期監査結果(たな卸資産管理)

対	象	上水道部(たな卸資産の管理)	
実	施日	平成31年4月22日(月)	
1	特別指摘事	特別指摘事項	
	なし		
2	指摘事項		
	なし		
3	指導事項		
	なし		